

【令和5年4月～】呉市保育料基準額表(3号認定)

○令和2年4月1日以前に生まれた3歳以上児(2号認定), 満3歳以上児(1号認定)の保育料は0円(副食費を除く)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税 均等割額のみ	11,000	10,800
		5,500	5,400
C2	市町村民税所得割課税額 5,000円未満	14,500	14,200
		7,250	7,100
C3	市町村民税所得割課税額 5,000円以上 48,600円未満	16,000	15,700
		8,000	7,850
D1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 56,400円未満	18,500	18,100
		9,250	9,050
D2	市町村民税所得割課税額 56,400円以上 64,600円未満	20,500	20,100
		10,250	10,050
D3	市町村民税所得割課税額 64,600円以上 72,600円未満	21,900	21,500
		10,950	10,750
D4	市町村民税所得割課税額 72,600円以上 81,600円未満	25,100	24,600
		12,550	12,300
D5	市町村民税所得割課税額 81,600円以上 90,600円未満	28,000	27,500
		14,000	13,750
D6	市町村民税所得割課税額 90,600円以上 97,000円未満	30,000	29,400
		15,000	14,700
D7	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 117,600円未満	35,000	34,400
		17,500	17,200
D8	市町村民税所得割課税額 117,600円以上 144,600円未満	39,500	38,800
		19,750	19,400
D9	市町村民税所得割課税額 144,600円以上 169,000円未満	44,500	43,700
		22,250	21,850
D10	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 198,600円未満	47,500	46,600
		23,750	23,300
D11	市町村民税所得割課税額 198,600円以上 301,000円未満	56,800	55,800
		28,400	27,900
D12	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	59,000	57,900
		29,500	28,950
D13	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	65,000	63,800
		32,500	31,900

◎ 保育所・認定こども園(保育所部分)などの保育料です。

- 「0歳」、「1歳」、「2歳」の区分は、令和5年4月1日の満年齢で適用し、年度末まで変更しません。
- 保護者の市町村民税所得割課税額を合わせた税額で適用します。
- 住宅取得控除や寄附金控除などの税額控除を差し引く前の税額で適用します。
- 年少扶養(16歳未満の子)を3人以上とっている場合、市町村民税所得割課税額から3人目以降1人当たり19,800円を差し引いた額で適用します。【(年少扶養人数-2)×19,800円を控除】
- 4月から8月までの保育料は令和4年度の市町村民税所得割額を、9月から3月までの保育料は令和5年度の市町村民税所得割課税額を適用します。

◎ 多子世帯の場合

- ・ 小学校就学前の子が、保育所などに2人同時に入所している場合、2人目の子は下段の額となります。
- ・ 小学校就学前の子が、保育所などに3人以上同時に入所している場合、3人目以降の子は0円となります。
- ・ 保護者の市町村民税所得割課税額の合計が、57,700円未満の世帯は、扶養するすべての子のうち、2人目は下段の額に、3人目以降の子は0円となります。
- ・ 18歳未満の子を3人以上扶養している場合、3人目以降の子は申請により3歳になる年度末までは0円となります。

◎ ひとり親世帯・障がい児者がいる世帯の場合

- ・ 保護者の市町村民税所得割課税額の合計が、77,101円未満の世帯は、扶養するすべての子のうち、1人目は標準時間認定5,000円、保育短時間認定4,900円に、2人目以降の子は0円となります。(C11・C21・C31階層)

◎ 保護者の市町村民税算定基準年度の収入が一定額を満たさない場合は、同居の親族を保育料算定に含むことがあります。

◎ 何らかの理由で保護者の市町村民税所得割課税額が確認できない場合は、最高額で算定されます。(ZZZ階層)